

船舶事故等調査報告書

平成24年8月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012横第20号	
事故等種類	漁具損傷	
発生日時	平成23年11月29日 21時50分ごろ	
発生場所	茨城県鹿島港東方沖 茨城県鹿嶋市所在の鹿島港南防波堤灯台から真方位103° 11.1海里付近 (概位 北緯35° 55.0′ 東経140° 56.0′)	
事故等調査の経過	平成24年2月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第七大濱丸 <sup>おおはま</sup> 、80トン 128892、個人所有 B 漁船 第八正福丸 <sup>しょうふく</sup> 、19トン CB2-65202（漁船登録番号）、有限会社正福丸	
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級海技士（航海） B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 漁網切断 B なし	
事故等の経過	B船は、船長Bほか2人が乗り組み、鹿島港東方沖において、魚群探索をしながらA船の右舷船尾方を速力約8～9ノット（kn）で航行中、A船は、船長Aほか23人が乗り組み、巻き網漁を操業中、船長Bが操業中のA船の巻き網を確認しないで航行し、平成23年11月29日21時50分ごろB船がA船の巻き網に進入し、同網が損傷した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮流 北東流約0.5kn	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A なし、B あり A なし、B なし A なし、B なし B船は、鹿島港東方沖において、魚群探索をしながら航行中、船長Bが、適切な見張りを行っていなかったことから、A船の巻き網に気付かず、同網に進入し、同網を損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、B船が、鹿島港東方沖において、魚群探索をしながら航行中、船長Bが、適切な見張りを行っていなかったため、A船の巻き網に気付かず、同網に進入したことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 操業中の漁船に接近する場合は、漁網等を見落とさないように適切な見張りを行うこと。	